

岐阜県立恵那南高等学校同窓会会則

第1条 本会は岐阜県立恵那南高等学校同窓会と称し、事務局を同校内(岐阜県恵那市明智町41-2)に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦を深め、あわせて恵那南高等学校(以下「母校」という。)との連携を密にしてその発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 総会の開催
- 2 会報の発行
- 3 その他前条の目的を達成するための各種行事

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

- 1 正会員 下記のア、イ、ウの卒業生
- 2 特別会員 母校の現在の職員及び、下記のア、イ、ウの旧職員
ア 恵南實科女学校、岩村高等実科女学校、岩村高等学校併設中学校
岩村高等学校
イ 恵南高等学校、明智高等学校、明智商業高等学校
ウ 恵那南高等学校

第5条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名(正会員)
- 2 副会長 若干名(正会員)
- 3 会計 1名(正会員)
- 4 理事 地区代表 若干名
- 5 学年委員 学年代表 若干名
- 6 事務局 事務局長 1名 事務員 若干名
- 7 監査 2名(正会員)

第6条 役員の仕事は次のとおりである。

- 1 会長 会務を総括し、総会並びに役員会を招集しその議長となる。
- 2 副会長 会長を補佐し、会長が事故あるときにはその代理を務める。
- 3 会計 本会の経理を司る。
- 4 理事 本会の事業・企画に関することを行い、地区会員の連絡にあたる。
- 5 学年委員 本会の事業・企画に関することを行い、学年会員の連絡にあたる。
- 6 事務局 本会の事務を司る。
- 7 監査 その年度の事業・会計を監査のうえ、総会にて報告する。

第7条 本会は原則として毎年1回通常総会を開く。ただし会長が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。

第8条 本会には役員会を置き、第5条の会長・副会長・会計をもって構成する。

第9条 総会の任務は次のとおりである。

- 1 会員相互の親睦を図る。
- 2 事業計画、年度予算、その他の緊急事項に関する審議並びに承認。
- 3 役員及び監査委員の選考。
- 4 監査を経た年度事業・決算報告の承認。
- 5 総会は役員の会議をもって代えることができる。

第10条 本会に顧問、相談役を置くことができる。

第11条 決議は出席者の3分の2以上の賛成がなければ成立しない。

第12条 役員の仕事は2年とするが、再任を妨げない。

第13条 本会の経費は入会金、会費、寄付金その他をもって充てる。
正会員は入会金及び会費を納入するものとし、その金額は総会の決議による。

第14条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第15条 本会に支部を設けることができる。

第16条 旅費規程については県費の規定に準ずる。

第17条 会員はその住所・氏名等につき異動を生じたとき、または死亡の場合、直ちに事務局に報告するものとする。

第18条 本会の会則は総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ変更できない。

第19条 この会則の定めのない事項については、会長の定めるところによる。

附 則 この会則は平成20年2月20日から施行する。